

令和元年12月27日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和元年度(平成31年度) における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	64トン	91トン	超過済
		0.1トン	91トン	超過済
3	クリーム	29トン	28トン	1トン
		7.8トン	28トン	超過済
4	粉乳類	50,712トン	27,281トン	23,431トン
		11,065トン	25,876トン	超過済
5	無糖れん乳	2,168トン	1,249トン	919トン
		7.7トン	1,240トン	超過済
6	加糖れん乳	116トン	224トン	超過済
		13トン	56トン	超過済
7	ヨーグルト	13トン	16トン	超過済
		0トン	16トン	超過済
8	バターミルク	188トン	17トン	171トン
		5.6トン	8.8トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925トン	28,349トン	39,576トン
		36,287トン	25,233トン	11,054トン
10	その他の乳製品	12,628トン	6,116トン	6,512トン
		6,836トン	6,116トン	720トン
11	バター	15,408トン	16,488トン	超過済
		731トン	16,123トン	超過済
12	雑豆	109,966トン	56,562トン	53,404トン
		78,537トン	35,087トン	43,450トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756トン	3,488,612トン	2,399,144トン
		3,064,807トン	3,403,767トン	超過済

14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	788,321 トン	529,882 トン
		212,886 トン	181,431 トン	31,455 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	402,169 トン	398,454 トン
		714,372 トン	402,169 トン	312,203 トン
15	コーンスターク	1,135 トン	2,513 トン	超過済
		125 トン	2,513 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	5,308 トン	11,102 トン
		2,906 トン	4,945 トン	超過済
17	マニオカでん粉	164,864 トン	97,906 トン	66,958 トン
		161,600 トン	97,906 トン	63,694 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	10,460 トン	11,614 トン
		22,074 トン	10,460 トン	11,614 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	963 トン	802 トン
		858 トン	923 トン	超過済
20	イヌリン	791 トン	894 トン	超過済
		6.9 トン	40 トン	超過済
21	落花生	37,320 トン	22,787 トン	14,533 トン
		37,406 トン	22,787 トン	14,619 トン
22	こんにゃく芋	372 トン	138 トン	234 トン
		344 トン	138 トン	206 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	3,964 トン	5,599 トン
		1,792 トン	1,919 トン	超過済
24	でん粉調製品	108 トン	171 トン	超過済
		101 トン	171 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	2,012 トン	4,255 トン
		143 トン	1,303 トン	超過済
27	調製食用脂	21,111 トン	7,136 トン	13,975 トン
		98 トン	1,125 トン	超過済
28	繭	8.5 トン	4.0 トン	4.5 トン
		8.5 トン	4.0 トン	4.5 トン
29	生糸	479 トン	176 トン	303 トン
		475 トン	176 トン	299 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。